

議案第 92 号

川崎市こども文化センター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市こども文化センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 4 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市こども文化センター条例の一部を改正する条例

川崎市こども文化センター条例（昭和 35 年川崎市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

川崎市北加瀬こども文化センター	川崎市幸区北加瀬 2 丁目 12 番 12 号
-----------------	-------------------------

」

を

「

川崎市北加瀬こども文化センター	川崎市幸区北加瀬 2 丁目 12 番 12 号
川崎市小杉こども文化センター	川崎市中原区小杉町 3 丁目 600 番地

」

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

小杉こども文化センターを開設するため、この条例を制定するものである。